



ひと、暮らし、  
みらいのために  
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者各位

平成31年3月12日

新潟労働局職業安定課

課長 野島 一生 課長補佐 刀根 雅人

TEL : 025-288-3507 TEL : 025-288-3540 (夜間)

## ユースエール認定企業

### 「株式会社 柳製作所」を認定

新潟労働局（局長 <sup>いのうえ</sup> 井上 <sup>ひとし</sup> 仁）では、この度、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）企業として、株式会社 柳製作所（代表取締役 <sup>やなぎさわ</sup> 柳澤 <sup>まさとし</sup> 正敏氏）を認定いたしました。

ユースエール認定は、若者の採用・育成に積極的で、離職率、所定外労働時間、有給休暇などについて一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マーク（下段に表示）を商品、広告などに付け、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「ユースエール認定通知書交付式」を行います。



#### ユースエール認定マーク

##### 【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

##### 【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yell をおくる）事業主というイメージを表現しました。

### ユースエール認定通知書交付式

日時：平成31年3月14日（木）14時00分～

会場：長岡地方合同庁舎2階 長岡公共職業安定所  
（長岡市千歳1丁目3番88号）

※ 当日の取材希望がございましたら、事前に職業安定課まで御連絡の上、当日は14時00分までに会場にお越し下さい。

# 県内のユースエール認定企業一覧 (平成31年2月27日現在)

新潟労働局職業安定部

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定企業になるには、離職率、労働時間、有給休暇、育児休業などについて、一定の基準をクリアする必要があります。

認定を受けた企業は、自社の商品、広告などに認定マークを表示することで、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」において、全国のユースエール認定企業を掲載し、広くPRを行っています。



【認定マークの解説】 若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】 若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現しました。



※若者雇用促進総合サイト URL

【<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>】

認定年月	企業名	所在地	業種
平成31年2月	株式会社 柳 製作所	長岡市	製造業
平成31年2月	株式会社 熊谷	新潟市中央区	製造業
平成31年1月	株式会社 佐文工業所	新潟市江南区	製造業
平成30年12月	新潟電子工業 株式会社	新潟市南区	製造業
平成30年7月	株式会社 新越ワークス	燕市	製造業
平成30年7月	コンドウ印刷 株式会社	長岡市	印刷業
平成30年4月	株式会社 マルゴシステム	新潟市中央区	ソフトウェア業
平成30年3月	株式会社 笠原建設	糸魚川市	建設業
平成30年1月	社会福祉法人 佐渡福祉会	佐渡市	障害福祉業
平成29年12月	株式会社 後藤組	糸魚川市	建設業
平成29年11月	マルト鮮魚 株式会社	村上市	卸売業
平成29年10月	デビフベット 株式会社	新潟市西区	製造業
平成29年7月	上越信用金庫	上越市	金融業
平成29年6月	日鉄住金工材 株式会社	上越市	製造業
平成28年7月	株式会社 新潟ソフトストラクチャ	十日町市	ソフトウェア業



事業内容 産業機械及び製菓機械半導体装置の機械加工から組立まで行っています。

会社情報 940-0897 新潟県長岡市新組町字筒場2395-1

押切駅下車徒歩10分

<http://yanagi-ss.jp/>

### ○基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
1949年	10人	39.8歳	12.9年	(役員) 33.0%	(管理職) 33.0%

### ○働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況(直近3事業年度)	
11.5日	3.5時間	男性: 0名	女性: 100.0%

### ○募集・定着状況

		前年度	2年度前	3年度前
募集状況	新卒者等 <sup>※1</sup>	○	○	○
	新卒者等以外 <sup>※2</sup>	○	○	○
採用者数(うち女性)	新卒者等	1名(0名)	0名(0名)	0名(0名)
	新卒者等以外	1名(1名)	1名(0名)	0名(0名)
離職者数 <sup>※3</sup>	新卒者等	0名	1名	1名
	新卒者等以外	0名	1名	1名

### 会社からのメッセージ

#### 先輩社員から

私は一つ一つの部品を丁寧に組み上げていき、完成後にその機械が思い通りに動いた時、また、自分が溶接した部品が使用された機械が完成した時にやりがいを感じます。機械加工、溶接、機械装置の組立など様々な事を経験することができます。必ず自分に合った仕事が見つかりますので、やる気のある方、一緒に頑張りましょう!!

#### 社長から

世の中がどんどん進化し、何事に対してもスピーディーな対応を求められる時代になった事と並行してものづくりの現場も短納期・高品質が求められています。我が社では、この時代に対応できる新しい人材を今必要としています。自ら創意工夫を凝らし、時代が求めているニーズと一緒にチャレンジして切磋琢磨しながら共に成長していく事のできる人を求めています。ものづくりを通して社会に貢献できる人間力も高めながら、一緒に成長していきましょう。

#### 求める人材像

##### 求める人物像・選考基準

1. 意欲があり向上心がある人
2. コミュニケーション能力がある人
3. 物を大切にし、愛情を持って扱うことができる人

### 人材育成のための制度

### 備考・補足情報

研修制度 あり	自己啓発支援制度 あり	社内検定 なし	メンター制度 あり	キャリアコン制度 なし
------------	----------------	------------	--------------	----------------

### 見学等受入れ

### 非正規雇用の職場情報<sup>※4</sup>

### 採用情報

#### 事業所番号:

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは  
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

インターン あり	職場見学 あり
-------------	------------

※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業生、及び新規学校卒業生と同等の処遇を行う既卒者  
 ※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者  
 ※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数  
 ※4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極のご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援 する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成30年8月10日現在（期間5年以内）：中小企業事業1.16%、国民生活事業1.81%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html</a>
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

### 【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。  
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）